遠隔操作型小型車使用届出書(新規・変更)

届出日を記載 → ○○年○○月○○日

東京都公安委員会 殿

届出者 届出者の氏名

道路交通法第15条の3第1項の規定により次のとおり届出をします。

直路交通法第15余の3第1項の規定により次のとおり油出をします。	
〒○○○-○○○	
使 用 者 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 株式会社〇〇〇〇	
(代表者 〇〇 〇〇) 電話(〇〇)〇〇〇〇〇〇〇〇	番
東京都千代田区霞が関○丁目○番から○丁目○番までの間	
通行場所	
※ 具体的に番地を記載	
T 0 0 0 - 0 0 0	
遠隔操作を行う 東京都千代田区霞が関〇一〇一〇 〇〇ビル〇階 〇〇〇号	室
場	番
電話(〇〇)〇〇〇一〇〇〇	
遠隔操作のための 別紙のとおり	
2	記載
遠隔操作のための 別紙のとおり	記載
遠隔操作のための別紙のとおり体制※ 遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を	記載
遠隔操作のための 別紙のとおり	記載
遠隔操作のための 体 制 <mark>※ 遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を</mark> 運 送 さ れ る 人 又 は 物 の 別 	
遠隔操作のための 体 制 ※ 遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を 運 送 さ れ る 人 又 は 物 の 別 人 又 は 物 の 別紙のとおり	
遠隔操作のための	己載
遠隔操作のための	己載
遠隔操作のための	2載
遠隔操作のための	2載
遠隔操作のための	2載

- 備考 1 使用者の欄には、遠隔操作型小型車の使用者の氏名又は名称及び住所並びに法 人にあつては、その代表者の氏名を記載すること。
 - 2 通行場所の欄には、遠隔操作型小型車を遠隔操作により通行させようとする場 所を記載すること。
 - 3 遠隔操作を行う場所の欄には、遠隔操作型小型車の遠隔操作を行う場所の所在 地及び連絡先を記載すること。
 - 4 遠隔操作のための体制の欄には、遠隔操作のための装置、人員その他の体制について必要な事項を記載すること。
 - 5 所定の欄に記載できないときは、別紙に記載の上、これを添付すること。
 - 6 届出をした事項を変更するときは、変更があつた事項に関してのみ記載する こと。
 - 7 不要の文字は、横線で消すこと。
 - 8 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。